

第2条(人材募集要領・就業条件概要の公開について)

(1)募集条件は、別途定める求人票による。

(2)その他就業条件は、日本の労働基準法に準ずる。

第3条(報酬および支払い)

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として業務委託料を甲が人材紹介をしたクライアントから成功報酬として入金があった月末日締/翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2. 業務委託料の対象者は、乙の受託業務履行により選考された日本国内在住人材と甲が紹介したクライアントとの間で雇用契約を締結した者の内、雇用契約締結月の月末在籍者とし、支払われる報酬額については、

特定技能1号の候補者の場合 1名あたり 100,000 円(税別)とする。

ただし、個別取引に関する手数料は、事前に都度両者協議の上、決定するものとする。

3. 本人都合による退職又は本人の責めに帰する解雇により雇用契約を終了した場合、返戻を以下の通りとする。

・入社後、1ヶ月以内の退職:100%返戻、

3ヶ月以内の退職:50%返戻又は無料で入替紹介

第4条(権利義務の譲渡等の禁止)

甲乙は、相手方からの書面による承諾を事前に得ることなく、本契約により生ずる権利ないし義務を第三者に譲渡または承継し、もしくは担保に供してはならない。

第5条(秘密保持義務)

1. 甲乙は、本契約の締結・履行に関して知り得た相手方の技術上、営業上および一切の情報(以下「秘密情報」という)を厳重に保持し、相手方の書面による承諾を事前に得ることなく、第三者に開示・漏洩してはならない。

2. 甲乙は、相手方から取得した秘密情報につき、本契約を遂行する目的以外の目的で使用してはならない。

第6条(個人情報の管理)

甲乙は、本契約に基づき入手した個人情報について、個人情報保護法の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

第7条(損害賠償)

甲乙は、本契約の履行に関して、自己の責めに帰すべき事由により、相手方に損害を与えたときは、当該相手方に対し、その損害を賠償する責任を負う。

第8条(不可抗力事項)